

「国土強靱化税制」の整備・創設の 新段階の提言

2019年11月

北海道経済連合会
一般社団法人東北経済連合会
北陸経済連合会
一般社団法人中部経済連合会
公益社団法人関西経済連合会
一般社団法人中国経済連合会
四国経済連合会
一般社団法人九州経済連合会

私たちは昨年8月、「国土強靱化税制」の整備・創設について提言申し上げました。

主として地震災害を念頭に、民間主体が平素から防災対策を講じるにあたり、これに促進的に働く租税措置の整備が必要であるとする提言でありました。

この結果、この趣旨が反映された「生産設備を含む事業用施設の耐震化を促進する国土強靱化税制（仮称）」が内閣府殿、国土交通省殿および経済産業省殿の連名で平成31年度の税制改正要望として提起されるに至りました。しかしながら実現を見ず、引き続き懸案として令和2年度の税制改正要望においても掲げられているところです。

今般は、昨年から今年にかけて生じた大きな2つの変化、すなわち「国土強靱化税制」の整備・創設についての一定の前進、および日本各地に甚大な被害をもたらした台風15号、19号等を契機とする風水害の脅威への認識の高まりを踏まえ、昨年の提言の発展・拡大の位置づけで新提言を申し上げるとともに、早期の実現を求めるものです。

1. 提言の目的および目標とする内容 — 国民生活のレジリエンスを高めること

私たちの提言のねらいとするところは、民間主体の防災投資を促進し、人々が生計を立てる場である個々の財・サービスの生産現場の防災力を高めることによって人命を守り、かつ個々の生産現場からなる産業連関や社会システムを強靱化し、最終目的である地域雇用、生産および消費等からなる国民生活のレジリエンスを高めることにあります。

提言の内容は、この目的の下に、これに資する業種・業態・事業規模を問わない民間主体による多様な防災投資を促す体系的な減税措置の整備・創設を目標とするものであります。具体的には以下の通りです。

- ・ 民間施設等の防災・減災に資する以下の設備投資を促進する税制の整備・創設
 - 工場、オフィス、店舗、倉庫など事業用施設の耐震化に係る設備投資
 - 防潮堤、防波堤、岸壁、護岸、避難棟、建物高層化など津波被害軽減、航路保全に係る設備投資
 - 事業用施設のより安全性の高い場所への移転に係る設備投資
 - 非常用電源等の非常用機器の設置に係る設備投資
 - 建設事業者の災害復旧活動に資する建設機械等の取得に係る設備投資
 - 地盤改良等の液状化対策に係る工事
 - その他、防災・減災に資する取組に係る設備投資
- ・ 民間施設の防災・減災対策を促進する既存の税制の活用増進および一層の拡充、延長

2. 論拠 — 個々の民間主体の防災努力は産業連関等を経由して公共性を発揮する

そもそも、防災対策は、政府・自治体等が行う公共的防災対策（公助）と、民間が自力で行う自主的防災対策（自助）の双方が、補い合いながら推進されることが肝要であると考えます。

そこで、まず、政府・自治体はインフラ等の社会に共通する基盤的防災対策の充実を図ることが必要です。これに対して、民間は政府・自治体では行き届かない個々具体の個性

に応じた防災対策を行うことが重要です。

これら双方により、マクロとミクロの対策が相乗効果を発揮し、努力の成果は、災害の悪影響が多様な産業連関や社会システムを経由して波及することを食い止め、社会全体の防災力を高める効果となって現れると考えます。この意味において、個々の民間主体の防災力強化の努力は公共的意義を持つとすることができます。

このため、政府・自治体は民間主体の自主的な自助努力が持つこの社会的意義を評価し、減税等の形で補助を行うことが適切であると考えます。

これが、私たちが国土強靱化税制の整備・創設が適切と考える理由です。

3. 今般の提言の意図 — 事態の進展を踏まえ、これを加速すること

このうち、民間の自主的な自助努力を促すものとして、中小企業庁殿のご努力により今年度、対象を中小企業に限定して、その防災機器・機械設備等の設置に資する「中小企業防災・減災投資促進税制」が創設されました。

本格的な国土強靱化税制の整備・創設に向けて一步が踏み出されたこと、手当てされる災害の種類が地震だけでなく風水害等にまで拡大されたことの2点において、事態が進展したことを高く評価申し上げる次第です。

しかしながら、防災に資する機器・機械設備だけでは防災は完結せず、それらが取り付けられるところの工場・オフィス・店舗・倉庫等の建物自体の防災力強化が必要です。さらには、それらの周囲に存在する擁壁・護岸等の土木構築物等の防災投資、地盤強化・移転等の防災投資を含めることが必要です。また、税制が適用される民間主体の範囲拡大が必要です。加えて、地震や風水害以外の災害にも対応することが必要です。

この事態の進展を踏まえ、これを加速するためには中小企業庁殿以外の省庁において所掌に応じた防災に資する租税制度整備の機運が高まる必要があります。

4. 今般の提言の具体的事項

そこで、今般は、新段階の提言をここに提示することと致しました。

すなわち、「中小企業防災・減災投資促進税制」を重要な先行モデルに、政府全体の取組として「国土強靱化税制」の整備・創設が進められるべきことを提言致します。

より一層具体的には、昨年提言内容を基盤に、下記の通り5つの観点から国土強靱化税制が発展的・体系的に整備・創設されることを強く提言し、要望します。

(1) 各省庁は所掌に従って固有の防災対策を推進すること

各省庁は、所掌する行政領域にある事業者について、その事業の持続のために望ましい防災対策の自助努力の在り方を検討し、これを促進する租税制度の整備・創設を進めること。

また、他の省庁との協調が必要な租税制度の整備・創設については、適切な分担あるいは共同管轄等の方法により「重複なく、漏れなく」進めること。

(2) 税制の対象となる防災投資の範囲を拡大すること

本提言書冒頭の「1. 提言の目的および目標とする内容」に記載の幅広い防災投資を対象とすること。

(3) 税制の対象となる民間主体の範囲を拡張すること

中小企業・大企業等の事業者の規模の大小の別、製造業・サービス業等の業種の別を問わない、幅広い民間主体を対象とすること。

(4) 自然災害の種類を拡大すること

税制が手当てする自然災害について、地震に加え、台風・大雨等の風水害、土砂崩れ、雪害、火山噴火などを含めること。

(5) 既存の税制の拡充、および期限延長を図ること

① 耐震改修促進税制

- ・ 業種・建物等の規模の大小を問わず耐震診断義務のない者が自主的に耐震改修した場合への税制適用の拡充、および期限延長

② 鉄軌道事業者が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置

- ・ 期限延長

③ 国の無利子貸付を受けて改良された護岸等に係る固定資産税の特例措置

- ・ 本税制の周知徹底、適用要件の柔軟化、および期限延長

④ 民有護岸等の耐震改修に係る法人税の特例措置

- ・ 本税制の周知徹底、適用要件の柔軟化、および期限延長

⑤ 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置

- ・ 本税制の周知徹底、適用要件の柔軟化、および期限延長

⑥ 地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置

- ・ 新たな機能を持った機器の登場に対応した適用範囲の拡充、および期限延長

⑦ 地域データセンター整備促進税制

- ・ 税制適用の地理的範囲の拡充、および期限延長

⑧ 放送ネットワーク災害対策促進税制

- ・ 期限延長

⑨ 防災・減災に資する無電柱化の促進に係る特例措置

- ・ 期限延長

以上